

個人情報ファイル簿（単票）

【上下水道課・上下水道係】

個人情報ファイルの名称	水道料金システム	
行政機関等の名称	世羅町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課上下水道係	
個人情報ファイルの利用目的	料金徴収・利用者の情報管理・滞納整理・使用水量把握	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 量水器設置場所 5 料金収納状況、6 滞納状況、7 口座振込情報	
記録範囲	給水開始届を提出したもの	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 世羅町総務課	
	(所在地) 〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【上下水道課・上下水道係】

個人情報ファイルの名称	浄化槽台帳ファイル	
行政機関等の名称	世羅町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課上下水道係	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽の設置と維持管理の実態把握及び未管理浄化槽に対する指導等	
記録項目	1 設置届け出日、2 設置者住所、3 設置者氏名、4 設置場所、5 浄化槽型式、6 建築物用途、7 処理対象人員、8 管理者住所、9 管理者氏名、10 設置場所（住居表示）、11 使用開始年月日、12 休止・再開・廃止、13 保守点検、14 清掃、15 検査結果 外	
記録範囲	浄化槽及びみなし浄化槽の設置を届け出た者（権限移譲前の情報を含む。）	
記録情報の収集方法	各種届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	浄化槽保守点検清掃業者、法定検査機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）世羅町総務課	
	（所在地）〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	「浄化槽の休止、廃止、管理者変更等の届出に関する事務」に係る個人情報ファイルを兼ねる。	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【上下水道課・上下水道係】

個人情報ファイルの名称	浄化槽維持管理費補助事業ファイル	
行政機関等の名称	世羅町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課上下水道係	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽維持管理費補助金の交付事務	
記録項目	「浄化槽台帳ファイル」の項目に加え、1 町税等の納付状況、2 法定検査受検料の納付状況、3 保守点検・清掃料金の納付状況 4 使用状況（世帯人数等）、5 口座情報	
記録範囲	補助金の交付が見込まれる浄化槽管理者	
記録情報の収集方法	浄化槽台帳ファイル及び申請者承諾による関係機関への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 世羅町総務課	
	(所在地) 〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日